

クリアランス認可申請書の標準記載要領（案）

2020年12月〇日

北海道電力株式会社

東北電力株式会社

東京電力ホールディングス株式会社

中部電力株式会社

北陸電力株式会社

関西電力株式会社

中国電力株式会社

四国電力株式会社

九州電力株式会社

日本原子力発電株式会社

1. 本書の位置づけ

クリアランス認可申請は、放射能濃度確認対象物に対する測定方法について国が定める基準を満足することの審査を受けるものであり、事業者は、放射能濃度確認対象物とその測定方法を明確にするとともに、申請する測定方法が国の基準を満足することを説明することが必要となる。

本要領書は、原子力施設におけるクリアランス認可申請にあたり、審査基準として要求される事項をもとに、クリアランス認可申請書に記載すべき事項及び申請書作成にあたっての留意事項を取りまとめたものである。

2. クリアランス認可申請の要求事項

クリアランス認可申請書の記載事項に要求される事項は、以下の規則及び審査基準に基づく。

規則：「工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則」

審査基準：「放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に関する審査基準」

3. 申請書の構成

認可申請書の構成は規則第5条の1項に規定された項目により構成する。

添付書類は規則第5条の2項に基づく。

4. 放射能濃度の決定の方法（測定及び評価の方法）の流れ

- 放射能濃度確認対象物の選定から測定及び評価方法選定までの基本フローを図1に示す。
- 認可申請書においては、放射性物質による汚染の発生メカニズムを記載するとともに、評価に用いる放射性物質並びに測定及び評価方法を選定した際の考え方を記載する。
- 放射性物質により汚染されたものの汚染レベル（汚染の程度）は、汚染の発生状況（対象物の性状、使用状況、汚染の性状等）により概ね把握できることから、放射能濃度の決定方法の検討にあたっては、対象物の汚染の発生状況を把握し、汚染状況に応じた適切な測定・評価方法を選定する。また、先行事例として既許可の事例も参考にする。

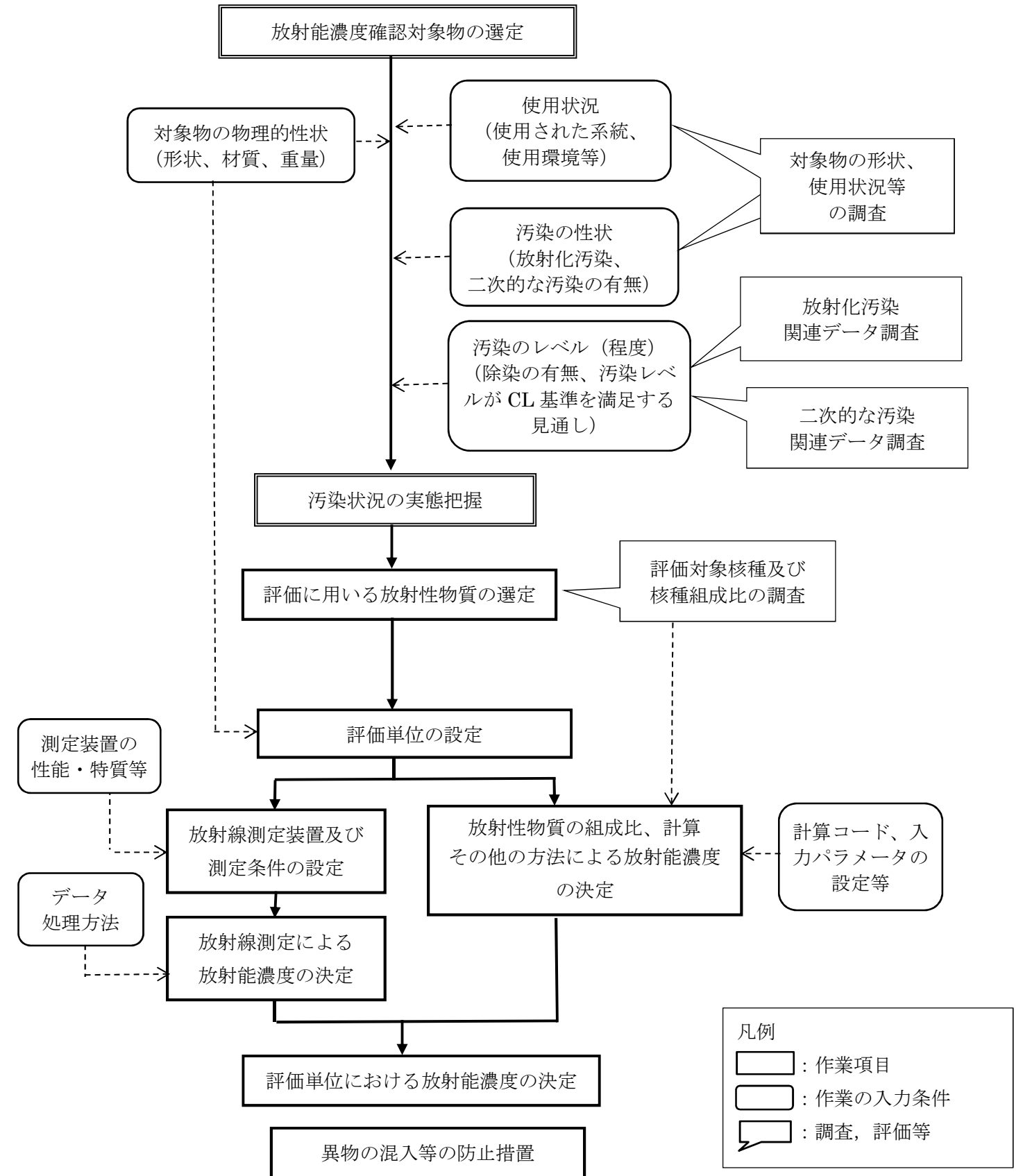


図1 放射能濃度確認対象物の選定と測定及び評価方法の選定の基本フロー

認可申請書に記載する事項

| 本文記載事項 | 添付書類記載事項 | 規則等 |
|---|---|---|
| <p>一 氏名又は名称及び住所並びにその代表者の氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称：会社名 ・住所：本店住所 ・代表者の氏名：会社の代表者の役職及び氏名 | / | <p>【規則 第五条（放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請）】</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> |
| <p>二 放射能濃度確認対象物が生ずる工場等の名称及び所在地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称：発電所名 ・所在地：発電所住所 | / | <p>【規則 第五条】</p> <p>二 放射能濃度確認対象物が生ずる工場等の名称及び所在地（船舶にあっては、その船舶の名称）</p> |
| <p>三 放射能濃度確認対象物が生じる施設名称</p> <p>➤ 原子炉設置許可申請で認可されている施設名称を記載する。（「審査基準 3.1 における「発電用原子炉設置者」として申請することを明確にする）</p> <p>（例：浜岡原子力発電所 4 号原子炉施設）</p> | <p>添付書類一</p> <p>➤ 放射能濃度確認対象物が生じる施設の詳細を記載する。</p> <p>（例：放射能濃度確認対象物が発生する原子炉の炉型、系統、構造、使用履歴等）</p> | <p>【規則 第五条】</p> <p>三 放射能濃度確認対象物が生じる施設の名称</p> <p>【規則 第五条の 2】</p> <p>一 放射能濃度確認対象物が生じる施設に関すること。</p> |
| <p>四 放射能濃度確認対象物の種類、発生及び汚染の状況並びに推定される総重量</p> <p>➤ 規則第五条で要求される放射能濃度確認対象物の種類、発生及び汚染の状況並びに推定される総重量を記載する。</p> <p>➤ 放射能濃度確認対象物の発生状況、材質、汚染の状況は、評価に用いる放射性物質、評価単位、放射能濃度を決定する方法の前提条件となるため、記載にあたっては、以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象物が「金属くず又はコンクリート破片若しくはガラスくず（ロックウール及びグラスウールに限る。）」に該当する物であるかを明記する。 ・対象物の汚染のレベルは、使用状況（使用された系統、使用環境等）に依存するため、使用された場所・系統の他、使用期間（汚染源に晒される期間）、除染の有無等の使用履歴を記載する。 ・対象物の使用（運転）状況、運転中プラントデータ、事前調査等から、放射化汚染及び二次的な汚染の有無を評価するとともに、評価の対象とする放射化汚染の主たる中性子線源及び二次的な汚染の主たる汚染源を記載する。 ・使用環境から汚染の分布（均一性又は偏在の有無）を推定できる場合には、その旨を記載する。 ・放射能濃度確認対象物の管理状況、発電所構内の表面汚染測定結果等を基に、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により大気中に放出された放射性物質の降下物（以下「フォールアウト」という。）による影響を受けるおそれの有無を記載する。 | <p>添付書類二</p> <p>➤ 放射能濃度確認対象物の詳細として、以下の事項を記載する。</p> <p>(1)対象物の発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象物の汚染の状況に影響すると考えられる使用履歴、管理履歴を記載する。 <p>(2)対象物の材質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射化汚染及び二次的な汚染の評価の前提となる化学成分や物理的性状を記載する。 <p>(3)対象物の汚染の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象物の汚染の形態（汚染性状）及び汚染の程度（汚染状況）を記載する。 ・汚染性状として、放射化汚染、二次的な汚染およびフォールアウトの影響を記載する。 ・汚染状況として、対象物の使用状況、事前調査結果をもとに汚染性状ごとに汚染の程度を評価した結果を記載する。 <p>(4)対象物の推定量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推定量の求め方及び評価結果を記載する。 | <p>【規則 第五条】</p> <p>四 放射能濃度確認対象物の種類、発生及び汚染の状況並びに推定される総重量</p> <p>【規則 第五条の 2】</p> <p>二 放射能濃度確認対象物の種類、発生状況、汚染の状況及び推定される総重量に関すること。</p> |

| 本文記載事項 | 添付書類記載事項 | 規則等 |
|---|---|--|
| <p>五 評価に用いる放射性物質の種類</p> <p>➤ 対象物に含まれる放射性物質のうち、放射能濃度を評価する上で重要となる放射性物質の選択方法及び選択結果を記載する。</p> <p>➤ 評価に用いる放射性物質の選定にあたっては、「四 放射能濃度確認対象物の種類」における汚染の状況を踏まえて選択するものとし、選定の考え方を本文に記載する。(詳細な評価プロセスは添付書類に記載する。)</p> <p>➤ 選定にあたっては、審査基準に従い実施するものとするが、以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射能濃度確認対象物の使用(運転)状況、運転中プラントデータ、事前調査等から、放射化汚染の主たる中性子線源及び二次的な汚染の主たる汚染源を記載する。 ・ 放射化汚染の評価では、運転中の原子炉からの中性子の影響(直接線、ストリーミング線の影響)の有無を評価する。 ・ 二次的な汚染の評価では、放射性物質による汚染に影響を及ぼすような事故及び燃料破損の影響の有無を評価する。 ・ 主蒸気中の N-17 等の短半減期核種による影響については、原子炉からの到達時間等の運転状況をもとに評価する。 ・ 先行事例(既許可の事例)も参考にする。 ・ 基準核種は、Co-60、Cs-137 等の放射線測定法で測定する放射線から求める放射性物質とする。 ・ 規則(令和 2 年 8 月 13 日施行)では Bq/kg の単位であることに注意する。 ・ 審査基準の式から 90%以上となるよう、放射性物質 j を n 種類選定する。 ・ 事前調査結果等により、審査基準におけるただし書き(Dk/Ck が 33 分の 1 以下であることが明らかな場合は、放射性物質 k=1 のみを評価に用いる放射性物質として選定してよい)が適用できる場合は、その旨を記載する。 ・ 放射化評価では材質(金属、コンクリート等)により含まれる量が少ないことが明らかな核種が存在することを評価に含める。 ・ 発生から測定までの減衰により放射能濃度が十分低下している核種が存在することを評価に含める。 ・ 許認可実績のあるコードには、クリアランスの申請以外の許認可実績も含む。なお、個別にサンプル分析により放射能濃度を設定する場合もある。 ・ 評価の入力パラメータ及び評価条件は、評価に用いる放射性物質を幅広く選定する条件(例: Co-60 の含有量が少ない材質の選定 | <p>添付書類三</p> <p>➤ 審査基準 3.1 評価に用いる放射性物質の選定の要求事項に対する評価プロセスを記載する。</p> <p>➤ 具体的な記載事項は以下のとおり。</p> <p>【審査基準 3.1.(1)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価に用いる放射性物質の種類を選定する際に考慮した原子炉の運転状況、炉型、構造等の特性、中性子の作用による放射化汚染、原子炉冷却材等に係る放射性物質の付着、浸透等による二次的な汚染の履歴及び機構、放射性物質の放射性壊変等を記載する。 ・ 審査基準における「ただし書き(Dk/Ck が 33 分の 1 以下であることが明らかな場合は、放射性物質 k=1 のみを評価に用いる放射性物質として選定してよい)」を適用する場合は、適用できると判断した理由を記載する。 | <p>【規則 第五条】</p> <p>五 評価に用いる放射性物質の種類</p> <p>【規則 第五条の 2】</p> <p>三 評価に用いる放射性物質の選択に関すること。</p> <p>【規則 第六条(測定及び評価の方法の認可の基準)】</p> <p>一 評価に用いる放射性物質は、放射能濃度確認対象物中に含まれる放射性物質のうち放射線量を評価する上で重要なものであること。</p> <p>【審査基準 3.1.評価に用いる放射性物質の選定】</p> |

| 本文記載事項 | 添付書類記載事項 | 規則等 |
|--|---|---|
| 等) とする。 | | |
| <p>六 評価単位</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査基準 3.2.評価単位の設定の要求事項を満足するように設定した評価単位及び測定単位の評価結果を記載する。 ➤ 測定単位は、放射能濃度確認対象物の使用状況・汚染の履歴から評価した汚染の分布状況（汚染の均一性）を考慮して設定するものとし、選定の考え方を本文に記載する。（詳細な評価プロセスは添付書類に記載する。） | <p>添付書類四</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査基準 3.2.評価単位に対する評価プロセスを記載する。 ➤ 具体的な記載事項は以下のとおり。 <p>【審査基準 3.2.】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染の履歴等を考慮したことを記載する。 ・評価単位の汚染の程度が大きく異なることを記載する。具体的には、汚染経路又はサンプル分析結果等により類似の組成であることの評価結果等を記載する。 ・評価単位内のいずれの測定単位も放射性物質の $\Sigma D_j/C_j$ を超えないことを記載する。具体的には、測定単位の $\Sigma D_j/C_j$ がクリアランスレベルの 10 倍以下であることを記載する。 ・評価単位の重量が 10 トンを超えないことを記載する。 | <p>【規則 第五条】</p> <p>六 評価単位</p> <p>【規則 第五条の 2】</p> <p>四 評価単位に関すること。</p> <p>【規則 第六条】</p> <p>二 評価単位ごとの重量は、放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮した適切なものであること。</p> <p>【審査基準 3.2. 評価単位の設定】</p> |
| <p>七 放射能濃度の決定を行う方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「五 評価に用いる放射性物質の種類」で選定した放射性物質の放射能濃度の評価方法（放射能濃度を決定する方法の選定結果）を記載する。 ➤ 放射能濃度を決定する方法の検討にあたっては、審査基準 3.3.放射能濃度の決定方法の要求事項を満足するものとし、評価の考え方を本文に記載する。（詳細な評価プロセスは添付書類に記載する。） | <p>添付書類五</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査基準 3.3.放射能濃度の決定方法の要求事項に対する評価プロセスを記載する。 ➤ 具体的な記載事項を以下のとおりである。 <p>【審査基準 3.3.(1)イ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線測定法による測定単位の放射能濃度を決定する方法（例：主要核種測定法）を記載する。 ・評価単位の放射能濃度を決定する方法を記載する。 ・放射線測定値、測定効率、測定条件及びデータ処理の不確かさを抽出したこと及び定量化したことを記載する。 ・不確かさの抽出及び定量化の手順を記載する。 ・不確かさは、放射線測定装置の計算フロー等から抽出する。計算フロー等を記載する。 ・定量化は、各不確かさで単位が異なるため、相対化する。不確かさから相対化までの計算過程及び計算結果を記載する。 <p>【審査基準 3.3.(1)ロ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核種組成比を対象とする放射性物質を記載する。 ・核種組成比による測定法を記載する。 ・核種組成比の設定方法を記載する。具体的には、相対重要度による分類の要否、t 検定による相関関係等による設定した手順を記載する。 | <p>【規則 第五条】</p> <p>七 放射能濃度の決定を行う方法</p> <p>【第五条の 2】</p> <p>五 放射能濃度の決定を行う方法に関すること。</p> <p>【規則 第六条】</p> <p>三 放射能濃度の決定は、放射線測定装置を用いて、放射能濃度確認対象物の汚染の状況を考慮し適切に行うこと。ただし、放射線測定装置を用いて測定することが困難である場合には、適切に設定された放射性物質の組成比又は計算その他の方法を用いて放射能濃度の決定を行うことができる。</p> <p>【審査基準 3.3. 放射能濃度の決定方法】</p> |

| 本文記載事項 | 添付書類記載事項 | 規則等 |
|--------|---|-----|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・手順に従い評価した核種組成比を記載する。具体的には、核種組成比を対象とする放射性物質、核種組成比の数値を記載する。 ・核種組成比が概ね均一である領域とした評価結果を記載する。具体的には、汚染経路により類似の組成であることの評価結果や、計算結果やサンプルの分析結果とし、主要核種と核種組成比を適用する放射性物質の比の評価結果及び評価した領域を記載する。 ・サンプルの分析結果は、十分な数であることを評価した結果を記載する。十分な数は、t検定による充足性等で評価する。 ・サンプルの分析結果にクリアランスレベル近傍の放射能濃度の基準核種が含まれていることを記載する。具体的には、サンプルの分析結果に基準核種の放射能濃度及びクリアランスレベルを記載するなどにより示す。 ・統計処理の妥当性を記載する。具体的には、核種組成比の設定方法に従い統計処理したことを記載する。 ・統計処理等に起因する不確かさを抽出したこと及び定量化したことを記載する。具体的には、不確かさの抽出及び定量化の手順を記載する。 <p>【審査基準 3.3.(1)ハ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射化計算により放射能濃度を決定する手順を記載する。具体的には、中性子フルエンス率等の入力パラメータ、使用する放射化計算コード、妥当性の評価方法等を記載する。 ・使用実績のある放射化計算コードであることを記載する。具体的には、許認可実績のあるコード又は汎用的なコード若しくは第三者による技術的レビューを受けた公開コードであることを記載する。 ・入力パラメータの妥当性を記載する。具体的には、元素組成の分析結果、放射能濃度確認対象物から採取したサンプルの分析結果との比較等を記載する。 ・入力パラメータの不確かさの評価結果を記載する。具体的には、不確かさの抽出及び定量化の手順を記載する。不確かさは、入力パラメータから抽出して定量化する。定量化は、相対化して示す。相対化した不確かさを記載する。 <p>【審査基準 3.3.(1)ニ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均放射能濃度法を対象とする放射性物質を記載する。 ・平均放射能濃度法による測定法を記載する。 ・平均放射能濃度法の設定方法を記載する。具体的には、対数正規分布、信頼上限値及び最大放射能濃度等による評価手順を記載する。 | |

| 本文記載事項 | 添付書類記載事項 | 規則等 |
|--------|---|-----|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・手順に従い評価した平均放射能濃度を記載する。具体的には、平均放射能濃度法を対象とする放射性物質、平均放射能濃度の数値を記載する。 ・サンプルが十分な数の採取箇所から選定されたことを記載する。具体的には、t検定による充足性の評価結果等を記載する。 ・統計処理の妥当性を記載する。具体的には、平均放射能濃度法の設定方法に従い統計処理したことを記載する。 ・統計処理等に起因する不確かさを抽出したこと及び定量化したことを記載する。具体的には、不確かさの抽出及び定量化の手順を記載する。 <p>【審査基準 3.3.(2)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準 3.3.(1)の不確かさを考慮した評価単位における評価に用いる放射性物質の95%上限値が1を超えないことを記載する。具体的には、放射線専用測定装置による不確かさを考慮した評価手順等を記載する。 <p>【審査基準 3.3.(3)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射能濃度確認対象物の汚染が表面汚染のみであることを記載する。添付書類二と整合性をとり記載する。 ・放射化汚染がないことを記載する。添付書類二と整合性をとり記載する。 ・放射能濃度確認対象物の部材の厚さを記載する。部材の厚さは放射能濃度を評価する上で過小評価にならない厚さであることを評価した結果を記載する。 ・部材の厚さに応じた放射能濃度確認対象物の重量をもとに放射能濃度を決定したことを記載する。具体的には、放射能量の評価方法、放射能濃度確認対象物の重量を記載する。重量は、添付書類二と整合性をとる。 <p>【審査基準 3.3.(4)イ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イ項の①又は②のどちらかを選択して適合性を記載する。 ・イ項①の場合は、評価単位の放射能濃度確認対象物の構造や除染の確認履歴を記載する。具体的には、放射能濃度確認対象物の構造図や除染実施後の表面汚染密度の確認結果等を記載する。確認結果等から放射能濃度確認対象物の放射性物質の放射能濃度が概ね同じであることの評価結果を記載する。 ・イ項②の場合は、評価単位の放射能濃度を決定する場所が保守的であ | |

| 本文記載事項 | 添付書類記載事項 | 規則等 |
|--|---|---|
| | <p>ることを記載する。具体的には、評価単位毎の表面汚染密度や放射化計算による放射能濃度の評価結果の比較等により、保守的な場所であることの評価結果を記載する。</p> <p>【審査基準 3.3.(4)ロ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれの測定単位も放射性物質の $\Sigma Dj/Cj$ を超えないことの評価結果を記載する。具体的には、評価対象の評価単位の全ての測定単位の放射能濃度を評価する。全ての測定単位の $\Sigma Dj/Cj$ を評価し、1 を超えていないことを確認する。確認結果を記載する。 | |
| <p>八 放射線測定装置の種類及び測定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「七 放射能濃度を決定する方法」で選定した評価方法で用いる放射線測定装置及び測定条件評価結果を記載する。 ➤ 放射線測定装置及び測定条件は「審査基準 3.4 放射線測定装置及び測定条件」の要求事項を満足するものとし、選定の考え方を本文に記載する。 ➤ 汎用の放射線測定装置を用いる場合はその旨を記載する。 | <p>添付書類六</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査基準 3.4.放射線測定装置及び測定条件の要求事項に対する評価プロセスを記載する。 ➤ 具体的な記載事項は以下のとおり。 <p>【審査基準 3.4.(1)イ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線測定装置の種類（例：トレイ型専用測定装置）を記載する。 ・測定効率を適切に設定したことを記載する。具体的には、測定効率の構成要素である校正定数等が標準線源に対し過小評価されていないこと等を記載する。 <p>【審査基準 3.4.(1)ロ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汎用測定装置以外の測定装置であることを記載する。例：トレイ型専用測定装置の場合、放射能濃度確認対象物の測定に特化したため、汎用性がない。この旨を記載する。 ・クリアランスレベル近傍の放射能の実測を記載する。具体的には、模擬対象物の実測の試験条件及び試験結果等を記載する。 ・クリアランスレベル近傍の実測から申請書に記載されている性能を有していることを記載する。具体的には、クリアランスレベル近傍の実測に影響する性能について、性能が過小評価にならないこと等を記載する。 ・放射能濃度測定値が最小となるような線源の配置を含んでいることを記載する。最小となるような線源の配置でも性能が過小評価されないことを記載する。 <p>【審査基準 3.4.(2)イ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検出限界値がクリアランスレベル以下であることの判断が可能であることを記載する。具体的には、検出限界値がクリアランスレベル | <p>【規則 第五条】</p> <p>八 放射線測定装置の種類及び測定条件</p> <p>【規則 第五条の2】</p> <p>六 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定に関すること。</p> <p>【規則 第六条】</p> <p>四 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定は、次によるものであること。</p> <p>イ 放射線測定装置は、放射能濃度確認対象物の形状、材質、汚染の状況等に応じた適切なものであること。</p> <p>ロ 放射能濃度の測定条件は、第二条に規定する基準を超えないかどうかを適切に判断できるものであること。</p> <p>【審査基準 3.4 放射線測定装置及び測定条件】</p> |

| 本文記載事項 | 添付書類記載事項 | 規則等 |
|--|---|--|
| | <p>よりも低いこと等を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定場所周辺の BG の状況を記載する。具体的には、測定場所の BG から評価した BG 変動に起因する相対誤差 (r1) 等を記載する。 放射能濃度確認対象物の遮蔽効果等を考慮していることを記載する。遮蔽効果等を考慮する上で、放射能濃度確認対象物を測定トレイに重ねて置かないこと等の測定条件を設定する場合は、その旨を記載する。 <p>【審査基準 3.4.(2)ロ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検出限界値以下である場合、測定単位の放射能濃度の値が検出限界値と同じであることを記載する。 | |
| <p>九 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法として、「審査基準 3.5 異物の混入などの防止措置」の要求事項に対する措置の概要を記載する。(措置の詳細は添付資料に記載する。) 主な記載事項は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 放射線測定装置の設置場所(測定場所)での措置 放射能濃度確認対象物の保管場所での措置(立ち入り制限等) 容器等に放射能濃度確認対象物を収納する場合又は収納しない場合の措置 放射能濃度の測定後の放射能濃度確認対象物に測定前の放射能濃度確認対象物等が混入しないための措置 放射能濃度確認対象物の運搬に関する措置 | <p>添付書類七</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査基準 3.5. 異物の混入等の防止措置の要求事項に対する措置の詳細を記載する。 具体的な記載事項は以下のとおり。 <p>【審査基準 3.5.(1)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器等に放射能濃度確認対象物を収納する場合には、放射性物質による追加的な汚染のない、A 区域相当の汚染管理をしている区域又は管理区域外の区域で保管することを記載する。 容器等に放射能濃度確認対象物を収納しない場合は、上記に加え、施錠管理が可能な建物、部屋、さく等で区画されたエリア、ハウス及びテントで保管することを記載する。 放射能濃度確認を担当する部署の者及び当該原子力事業者等から承認を受けた者以外の者が保管場所に立ち入らないようにするための制限を行うことを記載する。 放射能濃度の測定後の放射能濃度確認対象物に測定前の放射能濃度確認対象物やその他資材、物品、放射性廃棄物が混入しないように措置を講ずることを記載する。 異物が混入した場合、その状況を確認することができるよう、測定時に放射能濃度確認対象物をモニター撮影(静止画又は動画)する等の措置を講ずること。 測定後から確認までの間、管理体制が保安規定や品質マネジメントシステムで定めた文書に基づく品質管理の下になされること等の措置を講ずることを記載する。 放射線測定装置の設置場所は A 区域相当の汚染管理をしている区域とすることを記載する。 | <p>【規則 第五条 第1項】</p> <p>九 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法</p> <p>【規則 第五条第2項】</p> <p>七 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法に関すること。</p> <p>【規則 第六条】</p> <p>五 放射能濃度確認対象物について、異物の混入及び放射性物質による汚染を防止するための適切な措置が講じられていること。</p> <p>【審査基準 3.5. 異物の混入等の防止措置】</p> |

| 本文記載事項 | 添付書類記載事項 | 規則等 |
|---|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 放射能濃度確認対象物の運搬に際し、追加的な汚染のおそれのある場所を通らないルートを選定することもしくは容器による異物の混入及び放射性物質による汚染防止対策等の措置を講ずることを記載する。 | |
| <p>十 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質マネジメントシステムとして、測定及び評価の業務に係る品質保証の体制の概要について記載する。(措置の詳細は添付資料に記載する。) 主な記載事項は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 品質管理体制を構築すること又は構築の状況 原子炉施設保安規定及び品質保証規程並びにこれに基づく下部規程において具体的な運用の手順を定めて実施すること | <p>添付書類八</p> <ul style="list-style-type: none"> 「審査基準 4. 放射能濃度の測定及び評価のための品質保証」の要求事項に対する措置の詳細を記載する。 具体的な運用の手順は、原子炉施設保安規定及び品質保証規程並びにこれに基づく下部規程においてを定めて実施することを記載する。 具体的な記載事項は以下のとおり。 <p>【審査基準 4.】</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定及び評価並びに保管に関する業務を統一的に管理する者を定めること。 責任を明らかにすること。 業務に必要な知識及び技術を明確にすること。 必要な知識及び技術を習得した者に行わせる体制を定めること。 定期的な教育及び訓練についてマニュアル等で定めること。 マニュアル等に基づいて教育及び訓練を実施していることが確認できる体制を定めること。 放射線測定装置の点検及び校正についてマニュアル等で定めること。 マニュアル等に基づいて点検及び校正が行われていることが確認できる体制を定めること。 放射能濃度確認対象物とそれ以外の廃棄物が混在することのないよう分別して管理する体制をマニュアル等で定めること。 統一的に管理する者とは、測定及び評価の業務を実施する部門の長もしくはそれ以上の職位の者である。 マニュアル等とは、QMS 手順書等の品質マネジメントシステムで定める文書及び QMS 手順書以外の文書である。 | <p>【規則 第五条 第1項】</p> <p>十 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステム</p> <p>【規則 第五条第2項】</p> <p>八 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関すること。</p> <p>【審査基準 4. 放射能濃度の測定及び評価のための品質保証】</p> |
| <p>その他</p> <p>規則第五条の2に従い、原子力規制委員会が必要と認める事項を記載する(必要と認める場合のみ)。</p> | <p>添付書類九</p> <p>必要に応じて添付</p> | <p>【規則 第五条の2】</p> <p>九 前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項</p> |